
鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 1 月 1 日 達 第 2 号
2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2013 年 1 月 1 日 達 第 2 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.7 を次のように改める。

B1.1.7 係船中の船舶

係船に先だって、船舶の所有者は、下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。

- (1) 係船届け（書式例 B1-1）3 部
- (2) 船級証書，設備証書
- (3) 国際満載喫水線証書，国際貨物船安全構造証書，国際貨物船安全設備証書，貨物船安全無線証書
- (4) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部

書式例 B1-1 を次のように改める。

書式例 B1-1

		年	月	日
日本海事協会 御中				
			住 所	
			氏 名	印
係 船 届				
下記船舶を係船したいので下記書類を添付のうえ、お届けします。				
記				
船	名			
船 級	番 号			
船 舶	番 号			
総 ト ン 数				
船 籍 港				
係 船 場 所				
係 船 日				
係船予定期間				
添付書類				
1.	船級証書			
2.	設備証書			
3.	LL 証書			
4.	SC 証書			
5.	SE 証書			
6.	SR 証書			

附 則

1. この達は、2013 年 1 月 1 日から施行する。